

答 申

「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人及び審査請求人の母に関する以下の書類 ①松山市〇〇の境界の確認した書類のうち関係者が確認したことを証明する書類、②用地立会の書類と遺産分割協議書（審査請求人の母 〇〇氏と審査請求人の実印押印したもの）及び印鑑証明書、③前 審査請求人の父 〇〇氏名義の時 平成 26 年 10 月 31 日、④後 審査請求人名義の時 法人等及び個人の印影に変わった時」非開示決定

第 1 審査会の結論

令和 3 年 2 月 15 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 1 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人及び審査請求人の母（以下「審査請求人等」という。）に関する以下の書類 ①松山市〇〇の境界の確認した書類のうち関係者が確認したことを証明する書類、②用地立会の書類と遺産分割協議書（審査請求人の母 〇〇氏と審査請求人の実印押印したもの）及び印鑑証明書、③前 審査請求人の父 〇〇氏名義の時 平成 26 年 10 月 31 日、④後 審査請求人名義の時 法人等及び個人の印影に変わった時」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、県は当該地での歩道整備工事に係る境界確認は実施していないため文書不存在であるとして、令和 3 年 2 月 15 日付で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 5 月 17 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

令和 3 年 5 月 17 日付けで提出のあった審査請求書について、「添付書類として出します」との記載があるが書類が添付されていないため、実施機関は令和 3 年 6 月 4 日、行政不服審査法第 23 条の規定に基づき、審査請求人に対し、令和 3 年 6 月 18 日までに当該書類を提出し補正するよう命じた。

これに対し、審査請求人は令和3年6月8日、実施機関に対し当該書類を添付した補正書を提出し、審査請求書の補正を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る個人情報の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る審査請求人等に関する以下の書類 ①松山市〇〇の境界の確認した書類のうち関係者が確認したことを証明する書類、②用地立会の書類と遺産分割協議書（審査請求人の母 〇〇氏と審査請求人の実印押印したもの）及び印鑑証明書、③前 審査請求人の父 〇〇氏名義の時 平成26年10月31日、④後 審査請求人名義の時 法人等及び個人の印影に変わった時（以下「本件公文書」という。）」である。

2 本件個人情報を非開示とした理由

実施機関は、当該地での歩道整備工事に係る境界確認は実施していないため、本件公文書は不存在であることから、非開示とした。

第4 審査請求の内容

審査請求人の主張する審査請求の理由は、以下のようなものである。

○平成29年1月25日及び同年10月6日に文書が公開されている。遺産分割書、印鑑証明書と実印を押したのものもあるはず。

〇〇〇ができています。〇〇は〇〇～〇〇全員の实印と印鑑証明書がないとできないからある。父の名義の時、父の名前でできている可能性がある。

○私の名義の時、〇〇土地改良区の判が押されている。

○私の母と私の実印を押印した物と印鑑証明書もあるはず。

なお、審査請求人は実施機関の弁明に対する反論は行っていない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報は、本件公文書の中にある審査請求人等の情報である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、実施機関が当該地での歩道整備工事に係る境界確認を実施した事実はなく、本件公文書が存在しないためであり、条例第23条第2項の規定に基づき、非開示の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件公文書はあるはずだとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、文書不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書について

実施機関の説明によると、本件公文書はいずれも松山市〇〇の境界確認に関する書類である。

このうち、遺産分割協議書及び印鑑証明書については、境界確認の際に必ずしも必要となる書類ではないが、審査請求人は松山市〇〇の地図訂正を県が行ったと主張しており、県が地図訂正を行うに当たり当該土地の境界確認を実施した際の関係書類として、実施機関が当該文書を保有していると考えているものと思料されるのである。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関の説明によると、当該歩道整備計画に関し、松山市〇〇を含む事業用地について、県が用地取得の前提となる用地測量を実施し、集合地番の土地所有者である審査請求人に対して、平成20年度及び平成25年度に境界確認を求めたが、当初両側歩道整備の計画であったものが片側歩道整備計画に変更となったこと等を理由として現地立会に応じてもらえず、現在に至るまで、当該地において歩道整備計画に係る境界確認は行っていないとのことである。

また、当審査会において登記事項証明書により、当該土地はいずれも民有地であり、県による用地買収は行われていないことを確認するとともに、道路現況写真により、現に当該地箇所のみ歩道整備が未着手のまま残っていることを確認した。

以上のことを踏まえると、当該地での歩道整備工事に係る境界確認は実施していないため、本件公文書は作成しておらず存在しないとする実施機関の説明に、何ら不自然、不合理な点は認められず、本件公文書の不存在を理由として行った実施機関の処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも憶測の域を出ないものであり、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------|------------|
| 令和3年 10月 20日 | 諮問 |
| 令和3年 11月 16日 | 審査会（第1回審議） |
| 令和4年 1月 12日 | 審査会（第2回審議） |
| 令和4年 3月 17日 | 審査会（第3回審議） |

答申に関与した委員（五十音順）

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| 妹 尾 克 敏 | 松山大学法学部教授 | 会 長 |
| 豊 島 徳 子 | 元人権擁護委員 | |
| 松 原 日出子 | 松山大学人文学部教授 | |
| 光 信 一 宏 | 愛媛大学法文学部教授 | |